

日本の木材関連業の環境対応

相楽美穂（立命館大学）

本報告では、現行の持続可能な森林・木材利用に向けた諸施策のうち、グリーン購入法に関わってすすめられている合法性証明制度に焦点を当て、その改善のための方向性について2つの視点から検討する。第1の視点は、他の分野での法制を検討し、そのエッセンスを合法性証明制度に導入する可能性を考察するというものである。そして第2に、持続可能な森林利用に向けて、木材業界が自主的にすすめている取り組みを調査し、そこから得られる取り組みの意義について考察するという視点である。

まず、現行の合法性証明制度の問題点とその改善のあり方について、木材業界や自然保護団体への聞き取り調査をもとに示す。そして、その改善策として、材料（木材）に関するなんらかの属性を把握・表示する必要性を、他の分野での法制を検討することによって提示する。材料の属性としてなにが適しているのかについて検討し、そしてその把握と表示が、持続可能な森林利用にどのように貢献すると考えられるのかについて、化学物質管理の方法、なかでもEUのREACH規則の理念と仕組みから説明し、さらに、表示に関わる法制の意義からも説明する。

REACH (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals) は、製造量または輸入量が年間1トンを超える化学物質を取り扱うEU域内の製造業者及び輸入者に、それら化学物質の登録（有害性評価等）を義務付け、これらをEU当局が評価し、リスクの懸念が高い物質については認可を受けなければ流通不可となる、というものであり、2007年6月に施行された。EUは、REACHのもとで、新規化学物質のみならず、すでに流通している10万種の化学物質も、その属性について、すべての取り扱い業者が確認、管理することによって、化学物質による悪影響の発生を予防しようとしているのである。木材・木製品分野への適用が考えられるREACHの特徴として、「環境配慮のために発生する作業を規制当局から産業界に移管」、「最終製品取扱業者をも巻き込んだサプライチェーンによる原材料関連情報の伝達強化」、「供給先や最終消費者への原材料に関する情報の開示」が挙げられる。

一方、表示の意義については、既存の表示規制における考え方から、消費者をキーワードにして説明され得る。

さらに第2の視点として、すでに業界内で自主的にすすめられている樹種・産地表示の取り組みについて考察することにより、樹種・産地の把握・表示を制度化していく可能性を展望する。このうち、もっとも検討を要する条件は、表示の内容（把握・表示をしていくものとしての樹種と産地の指し示すレベル。樹種以外の分類の可能性を検討することも含む）、偽装表示のチェック体制、であると考えられる。この2点を中心に取り上げて考察する。

（連絡先：相楽美穂 sagara151@hotmail.com）